

# 旧スプリアス規格の無線機の使用期限について

当初、旧スプリアス規格の無線機の使用期限は2022年11月30日迄と定められていましたが、総務省は2021年8月3日付で、旧スプリアス規格の無線機を「当分の間延長する」ことを目的とした総務省令(無線設備規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令)を公布し、即日施行しました。

旧スプリアス規格の無線機の使用期限が設けられた背景は、不要な電波を出来る限り低減させることにより、電波利用環境の維持、向上、電波利用の推進を図ろうと、2003年の世界無線通信会議(WRC-03)において、無線設備のスプリアス発射の強度の許容値に関する無線通信規則(RR)の改正によるものです。

今回の2021年8月3日付総務省令により、2022年12月1日以降も「他の無線局の運用に妨害を与えない場合に限り、使用することができる旨の条件を設ける」とされ、引き続き、旧スプリアス規格の無線機を使用することが可能となりました。

当該改正は、社会経済情勢等に鑑み、新スプリアス規格への移行期限を延長するものでありますが、あくまでも新スプリアス規格への移行を推進するものです。

以 上